

中区地域環境審議会運営要領の一部改正（案）について

○ 市民の申立てに基づく調査審議（要領第 15 第 1 項）

改正案	現 行
第 15 市民の申立てに基づく調査審議 1 調査審議の申立て (1) (略) (2) 当該申立ての内容が、公害その他の環境の保全上の支障に関する苦情の申立てであるときは、審議会は、申立てをした者に対しその旨を通知するとともに、公害対策課において「公害苦情関係事務取扱要綱」の定めるところにより処理するものとする。	第 15 市民の申立てに基づく調査審議 1 調査審議の申立て (1) (略) (2) 当該申立ての内容が、公害その他の環境の保全上の支障に関する苦情の申立てであるときは、審議会は、申立てをした者に対しその旨を通知するとともに、公害対策室において「公害苦情関係事務取扱要綱」の定めるところにより処理するものとする。

中区地域環境審議会運営要領

第1 趣旨

この要領は、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号。以下「条例」という。）第4章に規定する地域環境審議会の運営について、条例及び地域環境審議会規則（平成8年名古屋市規則第125号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、中区地域環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について定めるとともに、附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成12年8月8日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、審議会の会議の傍聴に係る手続、傍聴する者が遵守すべき事項その他の必要な事項について定めるものとする。

第2 会議の開催

- 1 審議会の会議は、年2回以内で定例的に開催するものとする。ただし、緊急に調査審議を行う必要があるときは、臨時に開催するものとする。
- 2 各委員への会議の開催通知は、開催日の14日前までに文書により行うものとする。

第3 会議の公開

審議会の会議の公開に関しては、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）、名古屋市情報公開条例施行細則（平成12年名古屋市規則第124号）及び事務取扱要綱に定める手続に基づいて行うものとする。

第4 傍聴者の定員及び傍聴者の決定方法

傍聴者の定員は、10名までとし、傍聴者の決定方法は、抽選とする。

第5 傍聴の手続

審議会の会議の傍聴を希望する者は、事務取扱要綱第3条の規定に基づく「会議開催のお知らせ」に記載された方法により、傍聴の申出をしなければならない。

第6 会議資料の提供

審議会は、傍聴者に対し、会議資料（非公開情報に該当するものを除く。）を提供するものとする。ただし、会議資料のうち、提供することが適当でないと認められるものについては、会議場に備え置き、その閲覧に供するものとする。

第7 会議場に入ることができない者

ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

第8 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れることその他これに類する行為をしないこと。
- (3) 携帯電話その他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為若しくは他人の迷惑となる行為をしないこと。

第9 写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止

傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

第10 傍聴者の退場

傍聴者は、審議会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

第11 傍聴者への指示

傍聴者は、会長及び職員の指示に従わなければならない。

第12 違反に対する措置

- 1 傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、会長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。
- 2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

第13 周知

会長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、会議の傍聴に関し必要な事項の周知を図らなければならない。

第14 会議録

会議録の確認は、会長が指名する委員が行う。

第15 市民の申立てに基づく調査審議

1 調査審議の申立て

- (1) 規則第6条に規定する調査審議の申立ては、調査審議申立書（第1号様式）を提出することにより行うものとするが、当該申立書によらない場合であっても、審議会は、必要な事項が記載されているときは受付するものとする。

- (2) 当該申立ての内容が、公害その他の環境の保全上の支障に関する苦情の申立てであるときは、審議会は、申立てをした者に対しその旨を通知するとともに、公害対策課において「公害苦情関係事務取扱要綱」の定めるところにより処理するものとする。

2 調査審議結果の通知

調査審議結果の通知は、調査審議結果通知書（第2号様式）により行うものとする。

第16 意見の聴取

1 公表の方法

規則第7条に規定する意見の聴取に係る公表は、掲示場への掲示、広報なごや中区版への掲載等によるものとし、その内容は別記のとおりとする。

2 意見陳述の申込み

意見陳述の申込みは、意見陳述申込書（第3号様式）を提出することにより行うものとするが、当該申込書によらない場合であっても、審議会は、必要な事項が記載されているときは受付するものとする。

3 意見陳述者への通知

意見を陳述する者の決定に関する通知には、意見陳述人名簿（第4号様式）を添付するものとする。

第17 会議の中止

審議会の会議開催当日、次のいずれかに該当した場合、会議は中止とする。

- (1) 市域に暴風警報が発表された場合。
- (2) 市域に震度5弱以上の地震が発生した場合。
- (3) その他、審議会を開催することが困難な場合。

第18 その他

この運営要領に定めるもののほか、審議会の運営及び会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会の会議に諮り、又は中区保健福祉センターの長と協議の上決定するものとする。

附 則

この要領は、平成12年11月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 号様式

調 査 審 議 申 立 書	※整 理 番 号			号
	※受付年月日	年	月	日
	※回答年月日	年	月	日

年

月

日

中区地域環境審議会
会長

様

住 所
申立者 氏 名
電 話

名古屋市環境基本条例第 31 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、環境の保全に関する施策に関し、調査審議を申し立てます。

記

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

調 査 審 議 結 果 通 知 書

年 月 日

様

中区地域環境審議会
会長

地域環境審議会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、調査審議の結果を通知します。

記

意 見 陳 述 申 込 書

年 月 日

中区地域環境審議会
会長

様

住 所
申立者 氏 名
電 話

地域環境審議会規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、意見の要旨を記載して申し込みます。

記

第 4 号様式

意 見 陳 述 人 名 簿

番 号	氏 名	備 考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記

地域環境審議会規則(平成8年名古屋市規則第125号)第7条第1項(及び第2項)の規定に基づき、下記の要領で市民の意見を聴取することとしましたので公表します。

年 月 日

中区地域環境審議会
会長

記

- 1 開催日時
年 月 日 ○時から○時まで
- 2 開催場所
名古屋市○○区○○町○丁目 ○○保健センター第○会議室
- 3 案件
○○○○について
- 4 意見を陳述できる者の人数及び1人当たりの陳述時間
一般公募 ○人 ○分以内
利害関係人 ○人 ○分以内
- 5 申込先
中区地域環境審議会(事務局 名古屋市西区花の木二丁目18番1号 西保健センター)
- 6 申込期限
年 月 日
- 7 傍聴できる人数
○○人
- 8 その他